

# 長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

国民生活センターからの情報です。

警戒情報

配信日 令和4年6月30日

## 被災地は特に注意～災害後の住宅修理トラブル～

### 内容

台風で傷んだ屋根を見て「今直さないと大変なことになる」と不安をあおられて、屋根修理工事を契約した。(50歳代女性)

「県の防災部署から委託されている、点検に伺いたい」と電話があったが、県に確認したらそのような事実はなかった。(80歳代女性)

先月の雪害により雨どいが壊れていると言われ、保険金のサポート契約をしたら、受け取った保険金の50%が取られることが分かった。(80歳代男性)

### 消費生活センターからのアドバイス

契約を迫られても、その場では契約せず、比較検討する。

不安をあおる勧誘を受けた場合、業者の話だけを信じず特に注意する。

契約する際は、工期や費用を十分確認する。

訪問販売や電話勧誘販売で契約したらクーリングオフができる。

「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートする」と勧誘されたら要注意

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

### 全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター  
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター  
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター  
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター  
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター  
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター  
(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター  
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所  
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター  
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター  
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター  
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター  
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター  
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります



# 被災地域は特に注意！ 災害後の住宅修理トラブル

## 【事例1】

台風で傷んだ屋根を見て「今直さないと大変なことになる」と不安をあおられて、屋根修理工事を契約した。  
(50歳代女性)



## 【事例2】

「県の防災部署から委託されている、点検に伺いたい」と電話があったが、県に確認したらそのような事実はなかった。  
(80歳代女性)



## 【事例3】

先月の雪害により雨どいが壊れていると言われ、保険金の申請サポート契約をしたら、受け取った保険金の50%が取られることが分かった。  
(80歳代 男性)



## トラブルに遭わないためのポイント

- ✓ 契約を迫られても、**その場では契約せず、比較検討する**
- ✓ 不安をあおる勧誘を受けた場合、**業者の話だけを信じず特に注意する**
- ✓ 契約する際は、**工期や費用を十分確認する**
- ✓ 訪問販売や電話勧誘販売で契約したら**クーリング・オフができる**
- ✓ 「**保険を使って自己負担なく修理できる**」「**申請サポートする**」と勧誘されたら要注意

不安に思ったりトラブルになったら、  
消費者ホットライン「188」へ

住宅に関する相談は **住まいるダイヤル**  
「0570-016-100」へ